

ハンドブック作成の狙いとその概要

2022年5月30日

NII学術情報基盤オープンフォーラム2022

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック
～学術研究者のための“個人情報”の取扱い方について～

東京大学大学院法学政治学研究科教授・国立情報学研究所客員教授

宍戸 常寿

統合イノベーション戦略（概要）

統合イノベーション戦略2021（概要）

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」策定後、更に①各国間の技術覇権争い、②気候変動問題への対策について国内外で大きく変化
- 国内外の社会情勢の変化に対応し、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」と「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」の実現を目指し、**今後1年間で取り組む科学技術・イノベーション政策を具体化**

第6期基本計画での現状認識(2021.3)

国内外における情勢変化（技術覇権争い、カーボンニュートラル、DX）

- 世界秩序の再編の始まりと、科学技術・イノベーションを中核とする国家間の覇権争いの激化
- 気候危機などグローバル・アジェンダの脅威の現実化
- ITプラットフォームによる情報独占と巨大な富の偏在化

新型コロナウイルス感染症の拡大

- 国際社会の大きな変化
・感染拡大防止と経済活動維持のためのスピード感のある社会変革
・サプライチェーン寸断が迫る各国経済の持続性と強靱性の見直し
- 激化する国内生活
・テレワークやオンライン教育を始め新しい生活様式への変化

更なる
変化

ワクチン接種など
ポストコロナに
向けた取組の進展

国内外における更なる情勢変化

技術覇権争いの更なる先鋭化

- 米中は技術競争を踏まえた科学技術投資の増加目標を設定
・米国：バイデン政権は量子分野等の科学技術関連投資を対GDP比0.7%→2%程度の引上げを表明
- ・中国：科学技術の自立自強を国家発展戦略の柱とし、社会全体の研究開発費年平均7%以上増を表明
- 新興技術や半導体を始めとするサプライチェーン確保など経済安全保障への対応が国家の重要課題

気候変動問題への対策の具体的な取組の進展

- 気候変動などのグローバル・アジェンダが現実の危機として認識
- 各国・地域で気候変動問題への対策を最重要課題として位置付け
・日本：2050年カーボンニュートラルの実現
2030年度の新目標（2013年度比▲46%を目指し、▲50%の高みに向け挑戦を継続）
- ・米国：パリ協定への復帰、気候サミット開催
- ・欧州：グリーン投資による経済回復

重点的に取り組むべき施策 ～第6期基本計画・Society 5.0の具体化～

1 国民の安全と安心を確保する**持続可能で強靱な社会**への変革

(1)サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出

- デジタル庁創設や包括的データ戦略による国民目線でのサービス開始と産業育成
- Beyond 5G（基金活用開始）、先端半導体技術の開発・製造立地や次世代データセンターの最適配置の推進

(2)地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進

- カーボンニュートラル実現のための省エネ・再エネ・原子力などを含む革新的環境技術の研究開発、非連続的イノベーションの創出（グリーン基金等の活用）
- 「地域脱炭素ロードマップ」や「みどりの食料システム戦略」等に基づく取組による、脱炭素社会・循環経済・分散型社会への移行加速

(3)レジリエントで安全・安心な社会の構築

- 自然災害(SIP4Dの自治体自動連携)、インフラ老朽化（データ連携）、サイバー攻撃（統合知的・人材育成基盤の構築・運用開始）等の脅威に対応する研究開発・社会実装
- 安全安心シンクタンク機能の立上げ、経済安全保障強化のための先端重要技術実用化に向けた強力な支援プロジェクトの創出、技術流出対策等、総合的な安全保障の確保

(4)価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成

- スタートアップ支援のための拠点都市を中核とした体制強化、大学等発ベンチャーの創出力の強化、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大

(5)次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり（スマートシティの展開）

- スーパーシティの指定、都市OSの社会実装(2025年までに100地域)、くらし・グリーン化など各分野でのスマートシティの横展開、国際標準等を活用した市場の創造

(6)様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用

- 総合知戦略の検討、重要科学技術領域の抽出・分析、標準の重要分野追加
- 次期SIP課題候補検討、国際連携強化等によるムーンショット型研究開発の抜本的強化
- 競争的研究費事業のガイドライン改定等による研究インテグリティの自律的な確保

4 官民連携による**分野別戦略**の推進

- 【基盤技術】環境変化に伴う新AI戦略の策定・量子戦略の見直し、ワクチン等の開発・生産体制の強化を含めたバイオ戦略の実行、マテリアルDXプラットフォームの実現など、世界最先端の研究開発、拠点形成や人材育成等を推進

- 【応用分野】健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業など、課題解決に向けた出口を見据え、産学官が連携して取組を推進

2 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる**研究力の強化**

(1)多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

- 2020年度に強化した博士課程学生支援の着実な実施
- 創発的研究支援事業の推進、URAの認定制度の創設や研究支援人材の処遇改善等による若手を始めとする研究者の研究環境の向上、女性研究者の活躍促進
- 国際頭脳循環のための支援策と環境整備を含む科学技術の国際展開戦略の策定

(2)新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）

- 公的資金により得られた研究データを管理し、その概要情報（メタデータ）の検索を通じて、実験、観測データ等を活用する体制等の構築
- 研究施設・設備・機器の整備や共用化の推進、様々な研究分野におけるデータ駆動型研究の基盤・環境整備

(3)大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

- 10兆円規模の大学ファンドへの拡充について本年度内に目途を立てる、2021年夏頃を目途に運用の基本的な考え方を策定し、2021年度中を目途に運用を開始
- 世界と伍する研究大学の要件等をまとめ、新たな法的枠組みを策定し、次期通常国会に提出
- 地方大学の振興パッケージを策定し、共創拠点としての地方大学の整備等を推進

3 一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する**教育・人材育成**

- GIGAスクール構想の実現に向けたICT人材の配置による学校支援体制の整備
- CSTIのもとに設置する中教審委員の参画を得た検討の場における「STEAM教育」の充実、「特異な才能のある子供の教育環境整備」に向けた議論実施
- 企業の従業員のリカレント教育の導入促進の環境整備

5 資金循環の活性化

- 今後5年間で政府の研究開発投資30兆円、官民120兆円の投資目標を設定し、国際的な研究開発競争をリード
- EBPMの徹底などによる政策の恒常的な質の向上と科学技術関係予算の確保、ESG投資、民間投資の誘発、イノベーション化の促進

6 司令塔機能の強化

- エビデンスシステム（e-CSTI）のAIの活用など機能拡張、EBPMの推進
- 基本計画の進捗把握・分析と統合戦略との連動に向けた基盤構築

出所：

統合イノベーション戦略
(2021.6.18閣議決定)

② 新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）

（データ利活用の重要性）

ビッグデータ等の多様なデータの収集や分析が進展する中、計算機を活用したシミュレーションやAIを活用したデータ駆動型の新たな研究のインパクトがより一層大きくなり、さらに、新型コロナウイルス感染症を契機として、研究交流のリモート化や、研究設備・機器への遠隔からの接続、データ駆動型研究の拡大など、世界的に研究活動のDX（研究DX）の流れが加速している。このため、我が国においても、データプラットフォーム・ネットワーク・計算資源等の研究基盤や各種ガイドライン等の制度環境の早期整備を進めてきたが、ポストコロナ時代においてはこれらの徹底的な利活用や更なる高度化が求められる。

出所：統合イノベーション戦略（2021.6.18閣議決定）

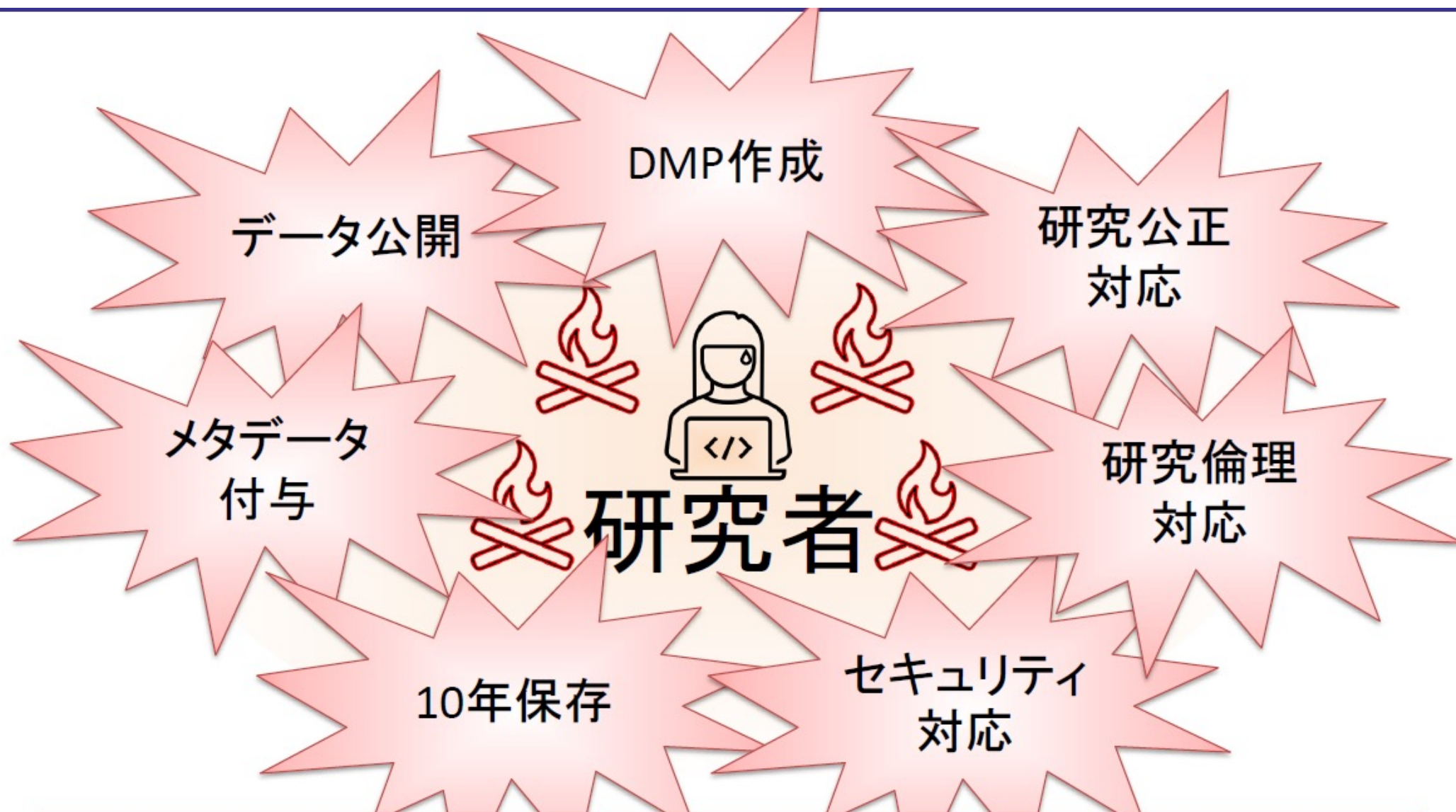
統合イノベーション戦略 本文：新たな研究システムの構築（２）

（公的資金による研究データの管理・利活用の推進）

公的資金により得られた研究データの管理・利活用を進めるため、2021年4月に「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方²⁸」を策定した。ここでは、2020年度に本格運用を開始した研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）²⁹を中核的なプラットフォームとして位置付け、産学官における幅広い利活用を図るため、2023年度までに研究データに関する情報（メタデータ）を検索可能な体制を構築することが課題である。このため、研究データ基盤システムについては、同システムの更なる機能強化を図りつつ、持続的な運営体制の確保について具体的方策を2022年度までに検討していく。また、大学等の研究開発を行う機関におけるデータポリシーの策定と機関リポジトリへの研究データの収載を進める。公募型の研究資金の全ての新規公募分へのメタデータの付与を行う仕組みを2023年度までに導入することとしており、ムーンショット型研究開発制度に続き、次期SIPにおいても同様の仕組みを導入する。さらに、研究データ基盤システムと分野ごとデータ連携基盤との間の連携の仕組みを2023年度中に構築するための検討を進める。これら研究データの管理・利活用の促進のため、環境・支援体制等の整備の方向性の検討、研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入等を進める。

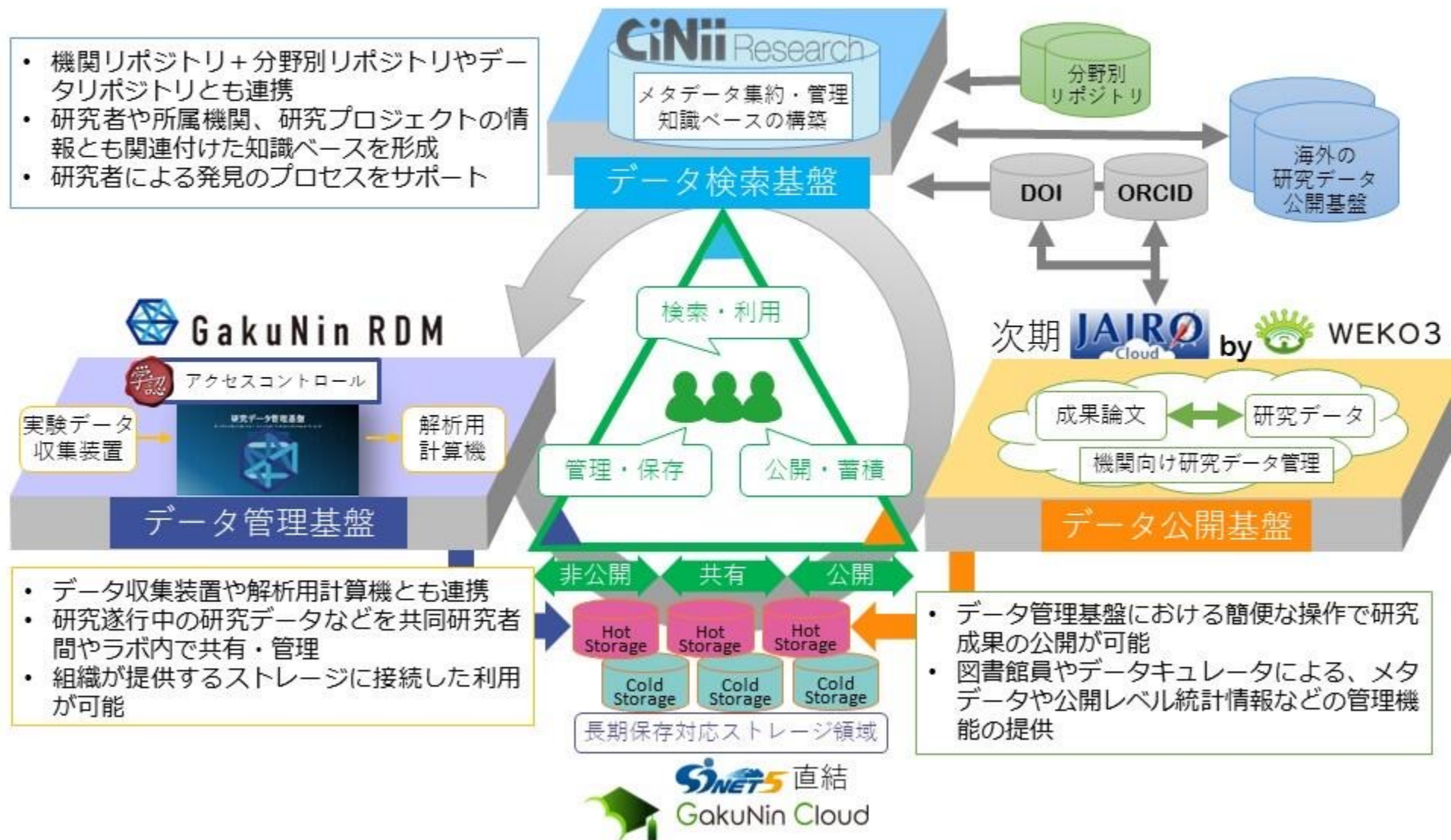
出所：統合イノベーション戦略（2021.6.18閣議決定）

研究者DXに向けた研究者への過大な要請



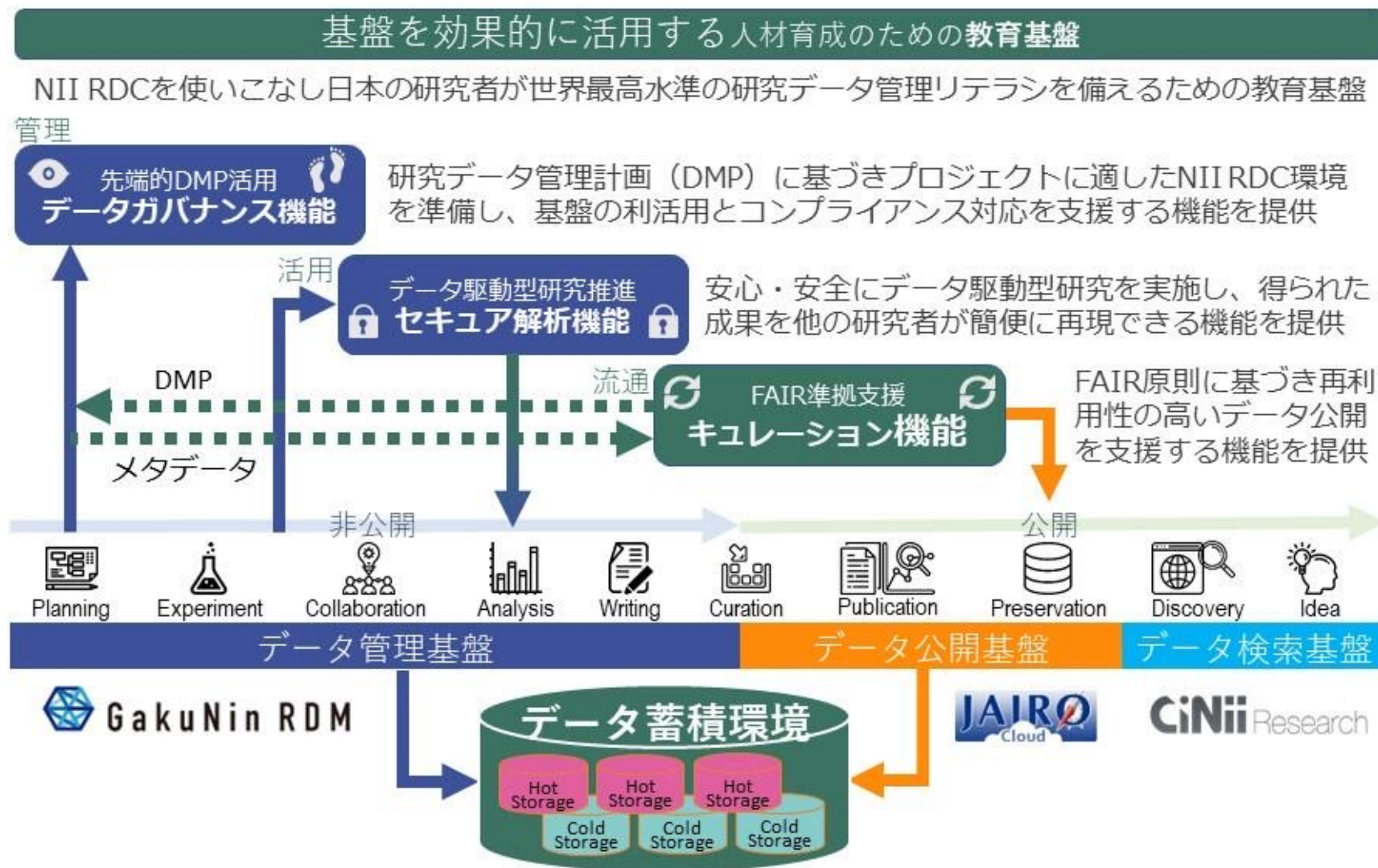
「余計な作業」を「研究の一部」に転換するDXが不可欠

NII研究データ基盤（NII Research Data Cloud）の概要



出所： 国立情報学研究所 オープンサイエンス基盤研究センター ウェブサイト

人文学・社会科学における具体的な活用事例の獲得



出所： 国立情報学研究所 オープンサイエンス基盤研究センター ウェブサイト

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック

オープンサイエンスのための データ管理基盤ハンドブック

～学術研究者のための“個人情報”の
取扱い方について～

(ドラフト版)

2022年5月24日

国立情報学研究所

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤
ハンドブックにかかる検討会 編

現在、公表に向けて最終確認作業中。

1. ハンドブックの趣旨と想定読者
2. ハンドブックの読み方
3. 定義：対象となる情報とは
4. 定義：対象となる取扱者
5. 定義：その他
6. 研究利用目的での例外の考え方
7. 研究分野毎の留意点
8. 研究における個人情報の利用形式の検討
9. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究計画の策定
10. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人情報の取得
11. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人データの管理
12. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：個人情報の共有
13. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：保有個人データ・保有個人情報の取扱い
14. 講ずべき安全管理措置

1.1 ハンドブックの趣旨

- 近時の学術研究においては、分野を問わず、多種多様なデータを取り扱うことが増えている。データの利活用は、今後の学術研究を加速度的に進展させるために極めて重要な役割を果たすが、一方、取扱いを誤ったときには個人の権利利益が害されることとなり、当該研究の中止や研究成果の撤回に追い込まれるといったリスクも増える等、その取扱いは容易ではない。研究者の皆様からは、とりわけ個人情報を含むデータに関するルールが複雑で分かりにくく、その取扱いを躊躇するといった声が聞かれる。さらに、2022年4月から施行される新たな個人情報保護法においては、公的部門・民間部門を問わず学術研究分野の規律が統一されるとともに、安全管理措置等の規定の適用を受けることになることから、学術研究機関等において、自主規範策定等によるデータガバナンス体制の構築が求められている。

1.1 ハンドブックの趣旨

- 国立情報学研究所（NII）では、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォームである研究データ基盤システムNII Research Data Cloudの一部として研究データ管理基盤（以下「データ管理基盤」という。）GakuNin RDM（以下「GRDM」という。）の整備を進めているが、上述の法制度に起因する混乱を避けるべく、文部科学省と連携の下、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会」を設置し、日本学術会議と連携し、データを取扱う際の注意点を丁寧に纏めた研究者のためのハンドブックを作成した。

【参考：GRDM】

2021年に運用開始した、研究プロジェクト実施中に、個人の研究者あるいは研究グループが研究データや関連の資料を管理するための研究データ管理基盤。既存のストレージや研究ソフトウェアと連携し、クローズドな空間で、研究プロジェクトに関わるファイルのバージョン管理や、メンバー内でのアクセスコントロールができる。研究公正への対応としての研究証跡を記録する機能や、ファイルを保存する機能を有する。RDMは「研究データ管理（research data management）」を意味する。

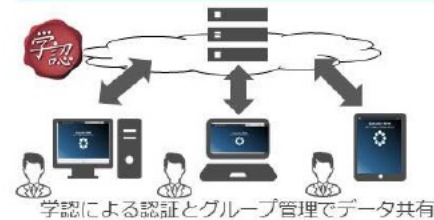
詳細は、以下 URL 参照。

<https://rcos.nii.ac.jp/service/rdm/>

<https://rdm.nii.ac.jp/>

研究データ管理(RDM)サービス GakuNin RDMの概要

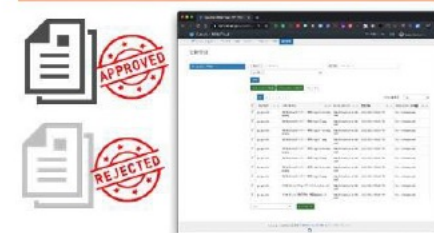
研究データ共有・管理機能



NII研究データ基盤や外部ツールとの連携



研究証跡の保存機能



機関利用のシステム管理者のための管理機能



1.1 ハンドブックの趣旨

- なお、データの取扱いにおいて配慮すべき事項は、個人情報保護法にとどまらず、著作権や特許等の知的財産権も含め幅広い領域にまたがっている。今回は、まずは欧州で大規模な法改正が行われ、米国でも様々に動きがあり、日本でも直近の法改正の影響を大きく受ける個人情報保護法に焦点を当てる。
- 本ハンドブックのQ&A作成にあたっては、日本学術会議ならびに会員・連携会員経由で多くの研究者の方に、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック作成のためのアンケート」にご協力をいただき、その回答結果を活かしている。研究データ管理基盤の利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声も聞かれる。アンケートでは、こうしたデータを円滑に利活用できるようにし、皆様に役立つハンドブックを作成するため、実務の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについてのアンケートにご協力いただき、困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述いただいた。アンケートにご協力をいただきました方々に感謝申し上げます。

検討メンバー

喜連川 優	国立情報学研究所所長（座長）
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
岡村 久道	英知法律事務所 弁護士
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
佐藤 健	国立情報学研究所情報学プリンシプル研究系教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授／国立情報学研究所客員教授（座長代理）
高橋 克巳	NTT 社会情報研究所チーフ・セキュリティ・サイエンティスト／国立情報学研究所客員教授
西貝 吉晃	千葉大学大学院社会科学研究院准教授
森 亮二	英知法律事務所 弁護士／国立情報学研究所客員教授
山地 一禎	国立情報学研究所教授 オープンサイエンス基盤研究センター長
吉川 正俊	京都大学大学院情報学研究科教授
川口 悦生	文部科学省研究振興局参事官（情報担当）
三宅 隆悟	文部科学省研究振興局参事官（情報担当） 付学術基盤整備室長
神部 匡毅	文部科学省研究振興局参事官（情報担当） 付参事官補佐
上村 理	文部科学省研究振興局参事官（情報担当） 付専門官

アンケート概要

■ 概要

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声が聞かれる。

こうしたデータを円滑に利活用できるようにするための検討の基礎資料として、研究の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについて、日本学術会議オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会のご賛同を得て、検討会と共同の形を採り、学術会議事務局を通じて会員・連携会員にアンケートを実施し、回答をいただいた。

■ 実施期間：2021年12月24日～2022年1月17日

■ 回答数： 102（※切後来着分含む）

■ 詳細は「オープンサイエンスと研究データ基盤整備の現状：アンケート結果速報」学術フォーラム「COVID-19時代のデータ社会とオープンサイエンス」（2022年3月）を参照

<https://www.scj.go.jp/ja/event/pdf3/318-s-0325-t7.pdf>

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤

ハンドブック作成のためのアンケート 質問票

2021年12月24日

日本学術会議

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会

国立情報学研究所

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声が聞かれる。こうしたデータを円滑に利活用できるようにするための検討の基礎資料として、研究の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについてのアンケートにご協力いただきたいと思います。困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述していただくようお願いいたします。【締切：2022年1月17日（月）】

※ 自由記述欄については、字数の制限はございませんので、できるだけ詳細にお書きください。

Q1：研究活動において個人情報を取り扱うことがあります。（SA）

☐ はい ☐ いいえ

Q2：個人情報を取り扱う場合のリスクについて、事前に検討を行いますか。（SA）

☐ 研究グループ内で行う ☐ 所属機関内の専門部署に相談する
☐ 所属機関外の専門家に相談する ☐ 検討は行わない

Q3-1：個人情報を取り扱う場合、所属機関で何らかの審査を求められますか。（SA）

☐ はい ☐ いいえ

Q3-2：「はい」と回答した場合、具体的にどのような審査ですか。（FA）

（ ）

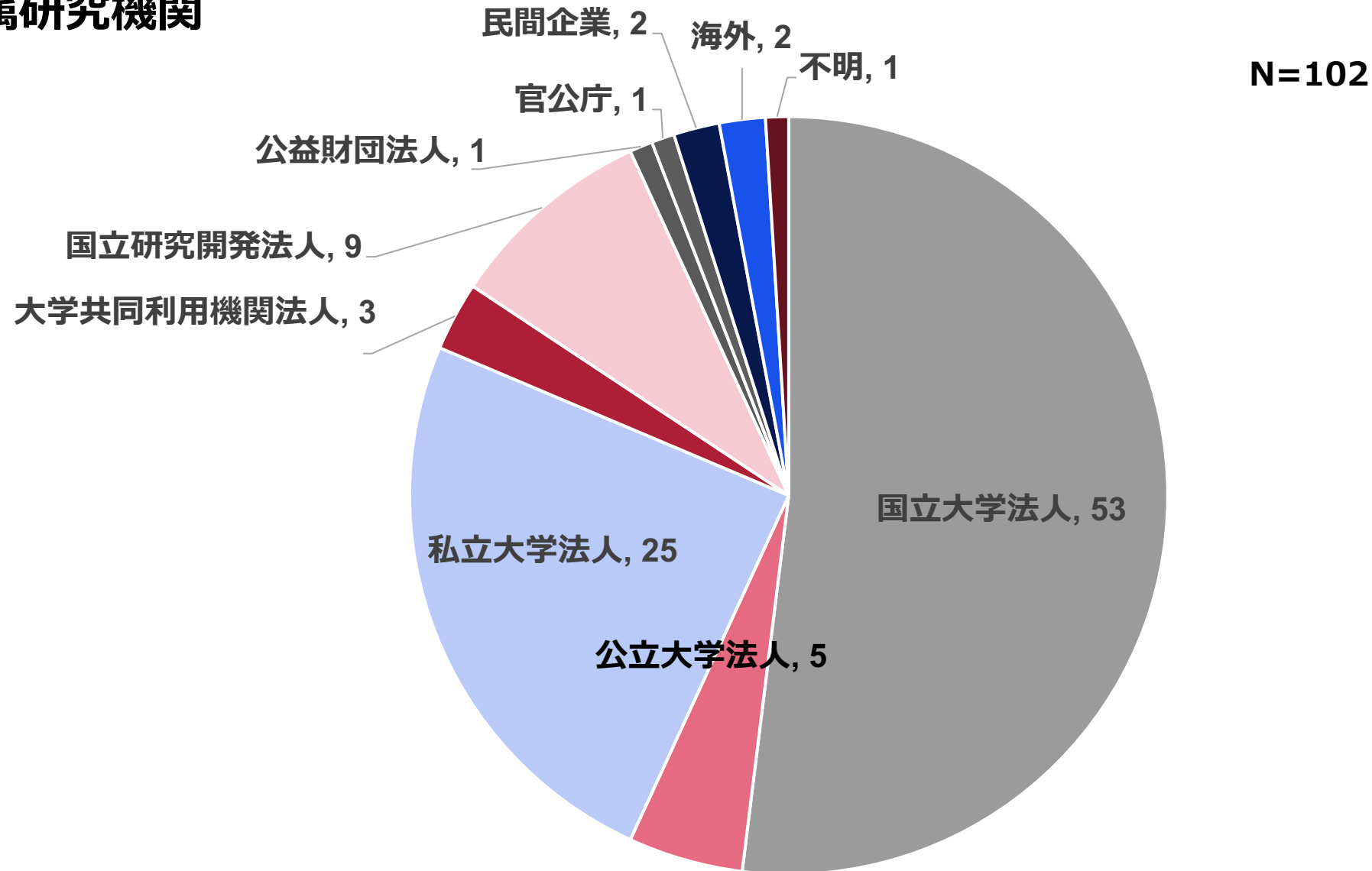
個人情報を研究に利用しようとした際に、次のようなことがありましたか。該当する場合には、その具体的な内容についても教えてください。

Q4-1：個人情報保護法をはじめとした法令上の不明確性があった。（MA）

☐ 不明確に感じたことがあった ☐ 不明確に感じて研究計画を見直したことがある
☐ 不明確に感じて研究計画を断念したことがある

回答者の属性（1）

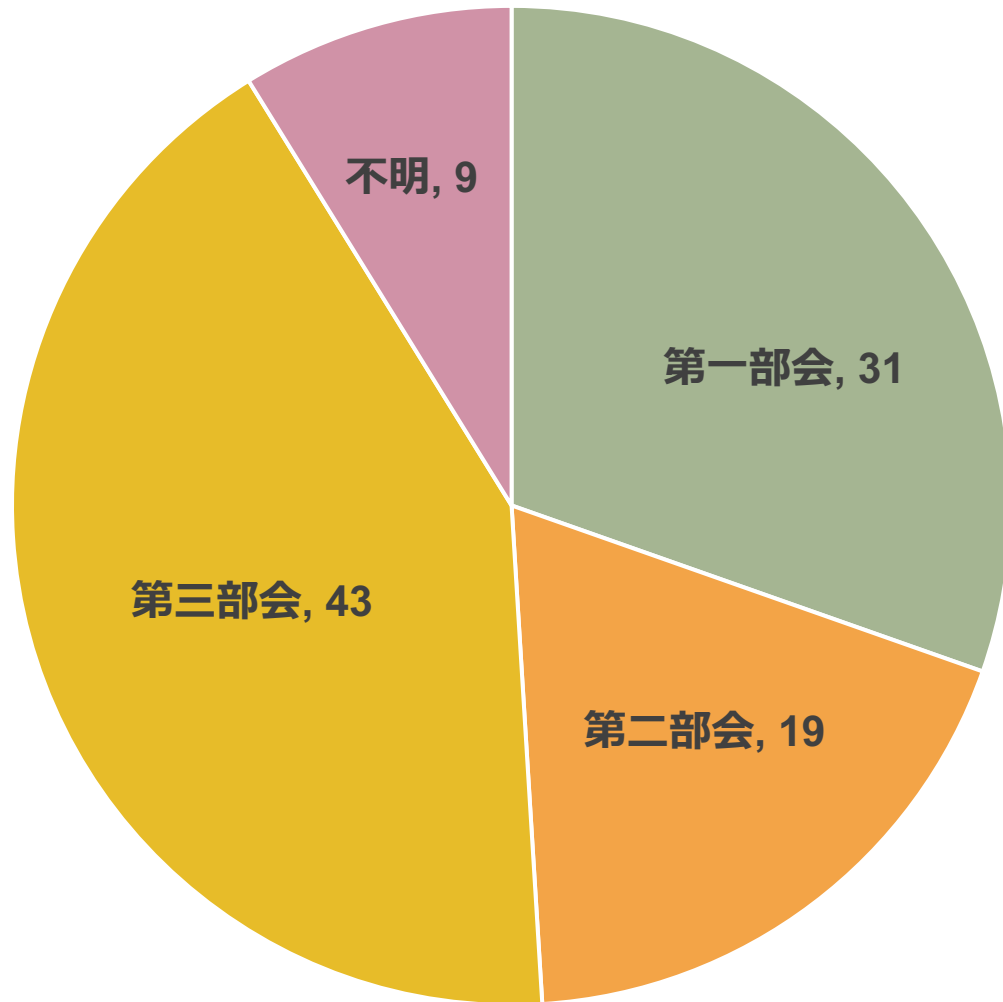
■ 所属研究機関



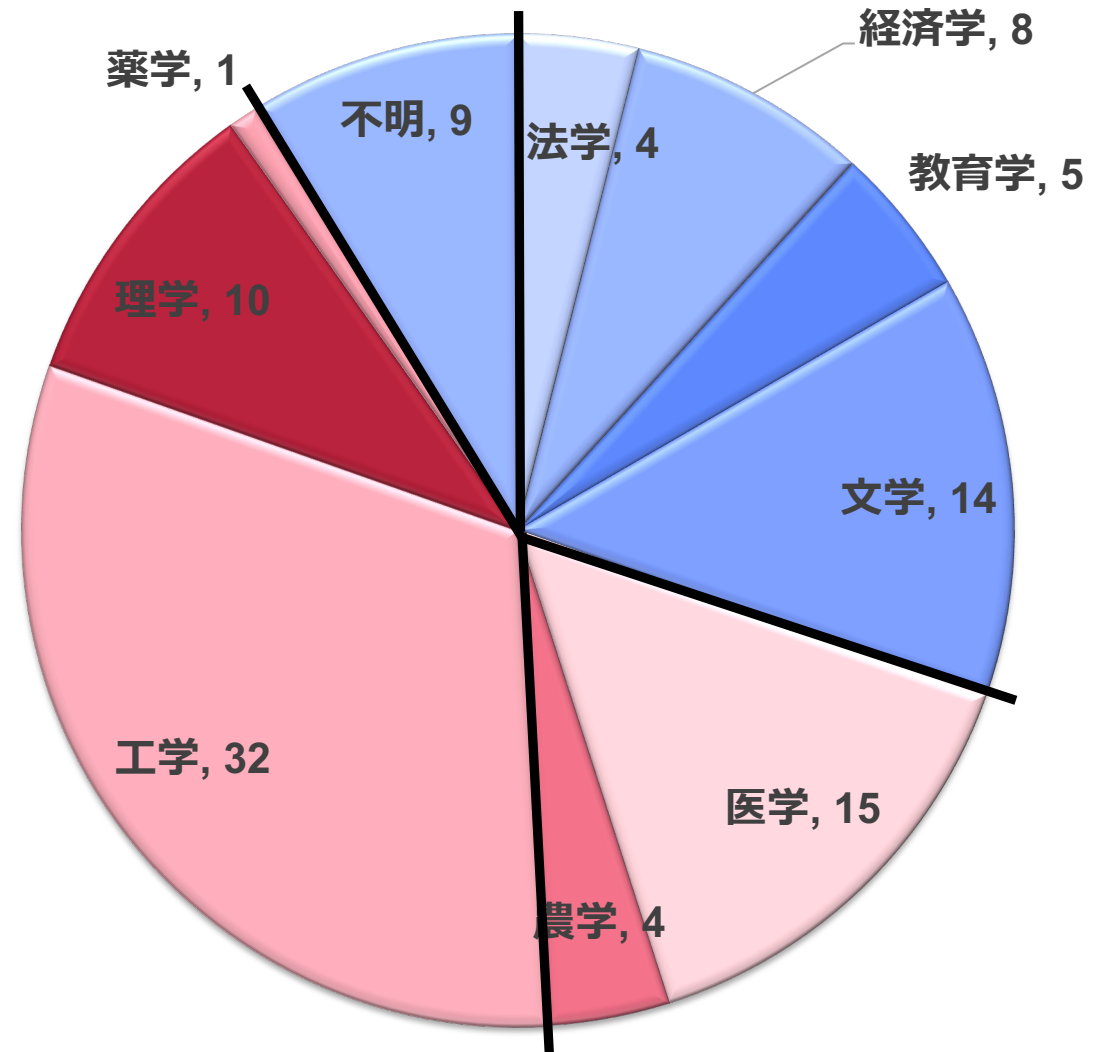
回答者の属性（2）

■ 学問領域

N=102



N=102

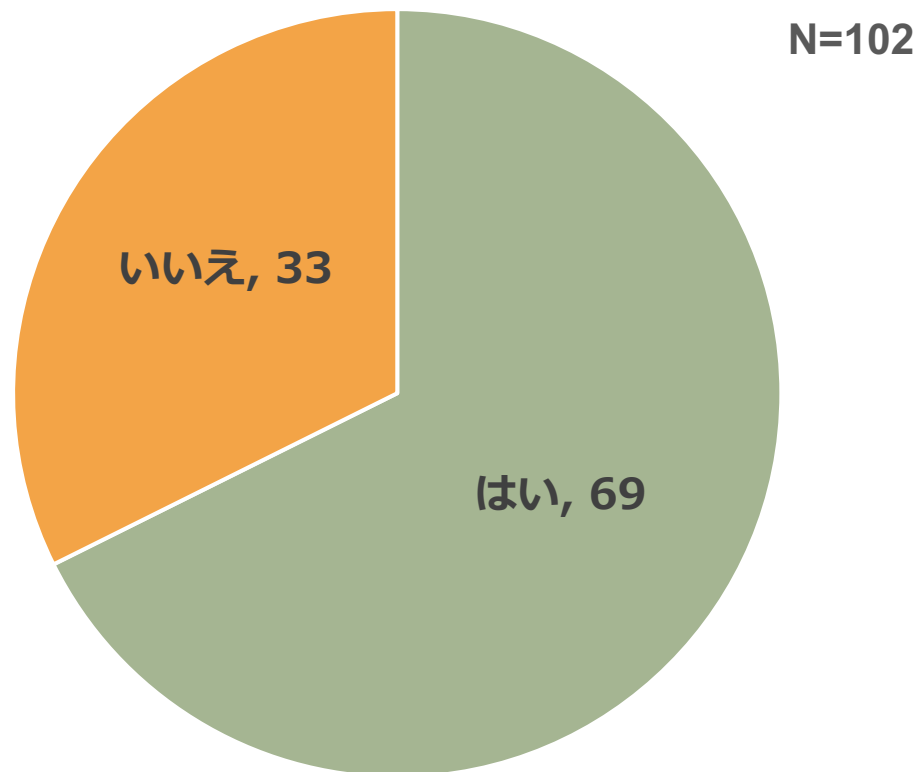


アンケートまとめ（考察）

- 個人情報の取扱いについて、**法令の不明確さ、リスク懸念、手続きの煩雑さ、クラウド利用の不安**など、**それぞれ一定数の研究者が不安や懸念**を感じており、研究成果の公開方法を見直したり、リスク懸念のあるデータを取り除いたりしていることが判明した。
- 上記のような不安や懸念を取り除き、研究者が安心して個人情報を含むデータを取り扱う指針を作ってオープンサイエンスの推進に資することが**本プロジェクトの目的であり、その意義を改めて確認**することができた。
- アンケートからは、学術研究一般における個人データ取扱いの共通の課題とともに、各研究分野や研究の特性ごとの課題や問題意識の違いが窺われた。
- アンケートのなかで、**多数ではないものの一定数が次の意見**を示しており、研究やその成果公開での懸案となっていることがうかがえる。
 - **各所属機関の倫理審査委員会等での基準のばらつき、運用の不透明さ**（法令解釈の難しさ）を解消すること（共同研究の際にも問題になる）⇒いわゆる倫理委員会3000個問題
 - **個別分野ごとの特性**（反映の必要があるのか？）
 - **クラウド**を安心して利用できる環境にないこと（委託をめぐる理解が困難）

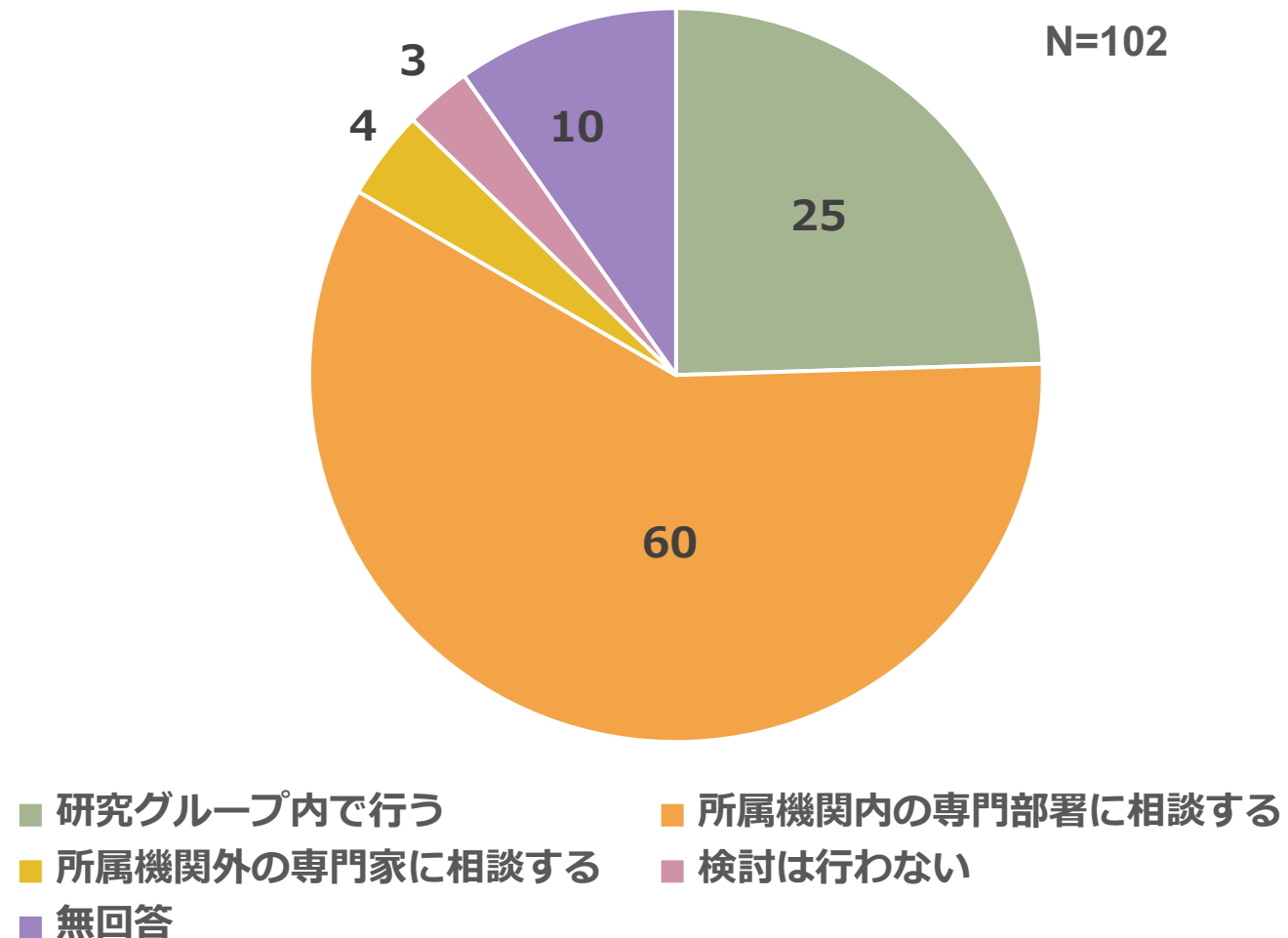
Q1: 個人情報の取扱い

- Q1:研究活動において個人情報を取り扱うことがあります。



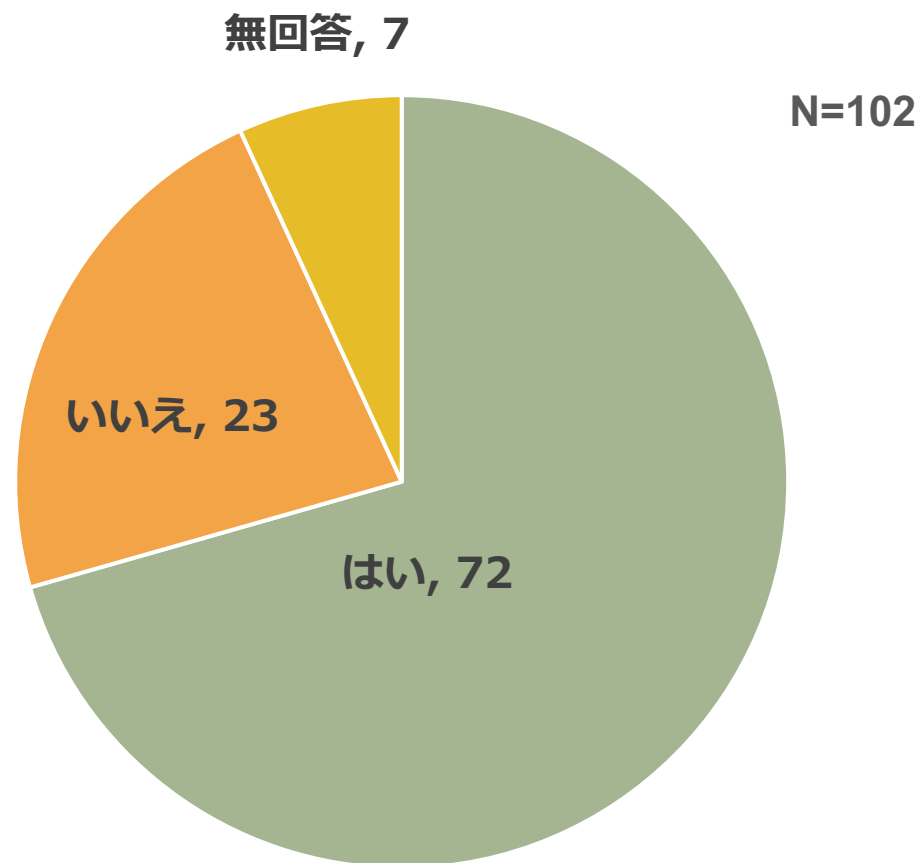
Q2: 個人情報取扱いリスクの事前検討

- Q2:個人情報を取り扱う場合のリスクについて、事前に検討を行いますか。



Q3: 所属機関で求められる審査

- Q3-1: 個人情報を取り扱う場合、所属機関で何らかの審査が求められますか。



法令上の不明確性・個人情報利用のリスク・手続

- 個人情報保護法をはじめとした法令について、研究者の2割が不明確に感じ、1割以上が研究計画や公開方法を制限的に見直し、またわずかではあるが断念した例もある。
 - 例えば匿名加工した情報であっても、どこまで公開できるのか分からないなど、度重なる改正もあって法令の理解が難しく、公開を躊躇するという記述が見られる。
 - また、ハンドブックでは、同意の取り方（同意書）や同意撤回書の基本的な様式が示されるとありがたい、という要望も寄せられた。
- 個人情報の利用について、3割弱の研究者が懸念を感じ、1割が公開方法を見直したり断念している。
 - 論文や成果報告において、発表内容等で被験対象の個人が特定されないよう工夫・苦勞している姿が浮き彫りになった。
- 個人情報利用時に、約3割の研究者が倫理審査委員会等に提出する書類等の手続に煩雑さや膨大さを感じている。
 - 倫理審査委員会に各分野の専門家が必ずしもいるわけではなく、また開催頻度が限られることから、審査に時間がかかるという指摘もあった。
 - 共同研究では、機関によって基準が異なるため、厳しい基準に合わせざるを得ず、公開を断念した例もあった。
 - ただし、自分の手法が正しいかどうかを第三者に確認してもらえるので、煩雑であっても必要な手続きであるとの意見もあった。

- 安全管理措置について、2割超の研究者が懸念を感じている。
 - データの管理方法やデータベースの脆弱性について、また情報漏洩のおそれに対して、外部とのやり取りへの懸念が示された。
-
- 研究上必要な個人情報を含んだ委託については、懸念を感じる研究者は1割強と、他の質問項目と比べて、少ない結果となり、逆に懸念を感じない研究者が6割と高かった。
 - 委託先の信頼性、データ管理上の脆弱性等を上げている。
 - 一方、検討の結果、委託を断念した例も少数ながら見られた。

クラウド環境、研究上必要なクラウド・外部委託への懸念

- ・ クラウド環境の利用について、2割の研究者が懸念を感じている。
- ・ 所属機関外にデータを置くことへの不安、そもそも所属機関内にデータを置くルールがある機関もある。
- ・ 倫理審査委員会の規定で、データの保管場所を記載する際に記入の仕方が分からないというコメントもあった。（Q10-2の回答で、「クラウドではサーバーが分散」とも）
- ・ クラウドを利用することで万一情報漏洩事故が発生した場合、研究者個人の責任を追及されないルールづくりを求める声もあった。（Q10-2の回答で、契約は大学単位とすべきとのコメントもあった）

- ・ 研究上必要な外部委託やクラウド環境の利用には、3割弱の研究者が懸念を感じている。
- ・ 特にクラウドについては、国内外の法令・契約内容の解釈・理解が難しいとの声が聞かれた。
- ・ またクラウドで利便性が高い事業者は外資系ばかりであるなか、データの保管場所（海外も）や安全保障上の懸念があるとする。
- ・ 特に隣国との関係や法制度に対する不安をあげる声も寄せられた。

研究成果公開にあたっての不安

- 研究成果の公開に当たり、研究者の2割強が不安を感じている。
- 特に個人の特定につながる懸念をあげる声が多かった。
- 過去データの利用、また記録が残ることから将来どのような影響がでるかとの不安をあげる声もあった（ゲノム以外）。
- また共同研究における個人情報の扱いの難しさをあげる声もあった。

分野ごとの違い等の反映

- 分野ごとの違いについての質問に対し、それぞれの研究の特性を個人情報の利用の際に反映してほしいとの声が2割程度あった。
- 人文・社会科学系と自然科学系の別、さらに医学分野は別をとという声が寄せられた。
- 医学系については、個人情報の扱いにより厳格さを求める声があり、社会科学系については医学系と比べて倫理審査基準を下げてほしいという意見もあった。
- ゲノムの扱いについても別扱いを求める声があった。
- さらに、医学分野において、個人情報利用による公共の福祉への貢献と個人情報保護のバランスへの配慮が必要とのコメントもあった。
- その一方で、社会科学系では個人の政治的態度・信仰や世帯構成や収入・職業・学歴の詳細、またライフヒストリーを調査する研究などは慎重な取り扱いが必須で、将来の子孫からの訴えも考慮する必要性も聞かれた。
- 個人情報の扱いについてわが国は運用が厳しく、世界的に認められている「フェアユース」の概念を取り入れ、研究目的での利活用を進めるべきとの意見もあった。

1.2 想定読者

- **主として大学等の研究機関に属する研究者**
- 企業等民間の研究機関に属する研究者、研究のアシスタント、大学事務、研究機関内の研究倫理審査委員会に携わる方、自主規範の策定等ガバナンス体制構築に関係される方にとっても有用な内容。
- そのため、個人情報保護法など法学系に通じておられない方にとっても理解しやすいよう、**なるべく専門用語は使わず、平易な表現**に努めた。

ハンドブックの構成（詳細）

目次

1	ハンドブックの趣旨と想定読者	1
1.1	ハンドブックの趣旨	1
1.2	想定読者	1
2	ハンドブックの読み方	2
2.1	ハンドブック各章の関係性	2
2.2	学術研究分野における個人情報保護チェックリスト	2
3	定義：対象となる情報とは	5
3.1	ポイント	5
3.2	Q&A	6
3.3	個人情報	6
3.4	個人識別符号	8
3.5	要配慮個人情報	9
3.6	個人情報データベース等	13
3.7	個人データ	14
3.8	保有個人データ	14
3.9	保有個人情報	16
3.10	個人関連情報	16
4	定義：対象となる取扱者	18
4.1	ポイント	18
4.2	Q&A	18
4.3	個人情報取扱事業者	20
4.4	個人関連情報取扱事業者	21
4.5	匿名加工情報取扱事業者	22
4.6	仮名加工情報取扱事業者	23
5	定義：その他	24
5.1	ポイント	24
5.2	Q&A	24
5.3	通知・公表	25
5.4	本人の同意	26
5.5	提供	26
6	研究利用目的での例外的考え方	28
6.1	ポイント	28
6.2	Q&A	28
6.3	「学術研究機関等」	29
6.4	学術研究目的	29

6.5	利用目的変更の制限の例外	30
6.6	要配慮個人情報の取得の例外	30
6.7	個人データの第三者提供の制限の例外	32
6.8	学術研究機関等の責務	33
6.9	規律移行法人	34
7	研究分野毎の留意点	35
7.1	ポイント	35
7.2	Q&A	35
8	研究における個人情報の利用形式の検討	37
8.1	ポイント	37
8.2	Q&A	37
8.3	匿名加工情報	40
8.4	仮名加工情報	41
8.5	統計利用等	42
9	研究の各側面における個人情報取扱の留意点：研究計画の策定	43
9.1	ポイント	43
9.2	Q&A	43
9.3	利用目的の特定	44
9.4	（例外検討）利用目的の変更	46
9.5	利用目的による制限	46
10	研究の各側面における個人情報取扱の留意点：研究における個人情報の取得	47
10.1	ポイント	47
10.2	Q&A	47
10.3	適性取得	48
10.4	（例外検討）要配慮個人情報の取得	49
10.5	利用目的の通知または公表	50
10.6	直接書面等による取得	50
10.7	利用目的の通知等をしなくて良い場合	52
11	研究の各側面における個人情報取扱の留意点：研究における個人情報の管理	54
11.1	ポイント	54
11.2	Q&A	54
11.3	データ内容の正確性の確保等	55
11.4	安全管理措置	55
11.5	従業員の監督	56
11.6	委託先の監督	56
12	研究の各側面における個人情報取扱の留意点：個人情報の共有	59
12.1	ポイント	59

12.2	Q&A	59
12.3	（例外検討）第三者提供の制限	62
12.4	第三者に該当しない場合	63
12.5	外国にある第三者への提供の制限	66
12.6	第三者提供に係る記録の作成等	67
12.7	第三者提供を受ける際の確認等	67
13	研究の各側面における個人情報取扱の留意点：保有個人データ・保有個人情報の取扱い	69
13.1	ポイント	69
13.2	Q&A	69
13.3	（民間部門）保有個人データに関する事項の公表等	71
13.4	（民間部門）保有個人データの開示	72
13.5	（民間部門）第三者提供記録の開示	74
13.6	（民間部門）保有個人データの訂正等	75
13.7	（民間部門）保有個人データの利用停止等	76
13.8	（民間部門）理由の説明	77
13.9	（民間部門）開示等の請求等に応じる手続	77
13.10	（民間部門）手数料	79
13.11	（民間部門）裁判上の訴えの事前請求	79
13.12	（公的部門）個人情報ファイル簿の作成及び公表	80
13.13	（公的部門）保有個人情報の訂正	81
13.14	（公的部門）保有個人情報の利用停止	81
13.15	（公的部門）審査請求	82
13.16	苦情処理	82
13.17	対外発表時の留意点	83
13.18	研究終了後の保管	83
14	講ずべき安全管理措置	84
14.1	ポイント	84
14.2	Q&A	84
14.3	基本方針の策定	85
14.4	個人データの取扱いに係る規律の整備	86
14.5	組織的安全管理措置	86
14.6	人的安全管理措置	88
14.7	物理的安全管理措置	88
14.8	技術的安全管理措置	90

2.1 ハンドブック各章の関係性

目次

1	ハンドブックの趣旨と想定読者	1	4	定義：対象となる取扱者	18	6.5	利用目的変更の制限の例外	30
1.1	ハンドブックの趣旨	1	4.1	ポイント	18	6.6	要配慮個人情報の取得の例外	30
1.2	想定読者	1	4.2	Q&A	18	6.7	個人データの第三者提供の制限の例外	32
2	ハンドブックの読み方	2	4.3	個人情報取扱事業者	20	6.8	学術研究機関等の責務	33
2.1	ハンドブック各章の関係性	2	4.4	個人関連情報取扱事業者	21	6.9	規律移行法人	34
2.2	学術研究分野における個人情報保護チェックリスト	2	4.5	匿名加工情報取扱事業者	22	7	研究分野毎の留意点	35
3	定義：対象となる情報とは	5	4.6	仮名加工情報取扱事業者	23	7.1	ポイント	35
3.1	ポイント	5	5	定義：その他	24	7.2	Q&A	35
3.2	Q&A	6	5.1	ポイント	24	8	研究における個人情報の利用形式の検討	37
3.3	個人情報	6	5.2	Q&A	24	8.1	ポイント	37
3.4	個人識別符号	8	5.3	通知・公表	25	8.2	Q&A	37
3.5	要配慮個人情報	9	5.4	本人の同意	26	8.3	匿名加工情報	40
3.6	個人情報データベース等	13	5.5	提供	26	8.4	仮名加工情報	41
3.7	個人データ	14	6	研究利用目的での例外的考え方	28	8.5	統計利用等	42
3.8	保有個人データ	14	6.1	ポイント	28			
3.9	保有個人情報	16	6.2	Q&A	28			
3.10	個人関連情報	16	6.3	「学術研究機関等」	29			
			6.4	学術研究目的	29			

■ 本ハンドブックでは、研究分野において配慮すべき事項を検討する前に、前提として必要となる基礎知識について、まずは定義として第3章（対象となる情報）、第4章（対象となる取扱者）、第5章（その他）としてまとめている。これらを踏まえたうえで、研究実務で特に重要になるのは第6章（研究利用目的での例外的考え方）と第7章（研究分野毎の留意点）になる。研究目的であれば個人情報保護法の一部の規律の適用が除外される一方で、安全管理措置等適用される規律もある点に留意が必要である。次に、実際に個人情報を利用する場合を想定し、第8章（利用形式の検討）で匿名化・仮名化・統計化等の生データの加工による対処を取りうるのかを検討いただくこととなる。

2.1 ハンドブック各章の関係性

■ 個人情報を取り扱う研究を行う際には、研究の各側面における注意点を、第9章（研究計画の策定）、第10章（個人情報の取得）、第11章（個人データの管理）、第12章（個人情報の共有）、第13章（保有個人データ・保有個人情報の取扱い）、第14章（安全管理措置）と詳述している。

■ 各章ではまずポイントを、次いで具体的なQ&Aを示したうえで、各項目の詳細を説明している。

■ なお、本ハンドブックの構成は個人情報保護法上求められる一般的な個人情報保護の検討枠組みに基づいている。学術研究分野における利用の検討を進めるにあたっては、2.2に示す学術研究分野における例外の該当性について、あわせて確認する必要がある。

9	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究計画の策定.....	43 ⁴⁾
9.1	ポイント.....	43 ⁴⁾
9.2	Q&A.....	43 ⁴⁾
9.3	利用目的の特定.....	44 ⁴⁾
9.4	（例外検討）利用目的の変更.....	46 ⁴⁾
9.5	利用目的による制限.....	46 ⁴⁾
10	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人情報の取得.....	47 ⁴⁾
10.1	ポイント.....	47 ⁴⁾
10.2	Q&A.....	47 ⁴⁾
10.3	適性取得.....	48 ⁴⁾
10.4	（例外検討）要配慮個人情報の取得.....	49 ⁴⁾
10.5	利用目的の通知または公表.....	50 ⁴⁾
10.6	直接書面等による取得.....	50 ⁴⁾
10.7	利用目的の通知等をしなくて良い場合.....	52 ⁴⁾
11	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人データの管理.....	54 ⁴⁾
11.1	ポイント.....	54 ⁴⁾
11.2	Q&A.....	54 ⁴⁾
11.3	データ内容の正確性の確保等.....	55 ⁴⁾
11.4	安全管理措置.....	55 ⁴⁾
11.5	従業員の監督.....	56 ⁴⁾
11.6	委託先の監督.....	56 ⁴⁾
12	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：個人情報の共有.....	59 ⁴⁾
12.1	ポイント.....	59 ⁴⁾
12.2	Q&A.....	59 ⁴⁾
12.3	（例外検討）第三者提供の制限.....	62 ⁴⁾
12.4	第三者に該当しない場合.....	63 ⁴⁾
12.5	外国にある第三者への提供の制限.....	66 ⁴⁾
12.6	第三者提供に係る記録の作成等.....	67 ⁴⁾
12.7	第三者提供を受ける際の確認等.....	67 ⁴⁾

13	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：保有個人データ・保有個人情報の取扱い.....	69 ⁴⁾
13.1	ポイント.....	69 ⁴⁾
13.2	Q&A.....	69 ⁴⁾
13.3	（民間部門）保有個人データに関する事項の公表等.....	71 ⁴⁾
13.4	（民間部門）保有個人データの開示.....	72 ⁴⁾
13.5	（民間部門）第三者提供記録の開示.....	74 ⁴⁾
13.6	（民間部門）保有個人データの訂正等.....	75 ⁴⁾
13.7	（民間部門）保有個人データの利用停止等.....	76 ⁴⁾
13.8	（民間部門）理由の説明.....	77 ⁴⁾
13.9	（民間部門）開示等の請求等に応じる手続.....	77 ⁴⁾
13.10	（民間部門）手数料.....	79 ⁴⁾
13.11	（民間部門）裁判上の訴えの事前請求.....	79 ⁴⁾
13.12	（公的部門）個人情報ファイル簿の作成及び公表.....	80 ⁴⁾
13.13	（公的部門）保有個人情報の訂正.....	81 ⁴⁾
13.14	（公的部門）保有個人情報の利用停止.....	81 ⁴⁾
13.15	（公的部門）審査請求.....	82 ⁴⁾
13.16	苦情処理.....	82 ⁴⁾
13.17	対外発表時の留意点.....	83 ⁴⁾
13.18	研究終了後の保管.....	83 ⁴⁾
14	講ずべき安全管理措置.....	84 ⁴⁾
14.1	ポイント.....	84 ⁴⁾
14.2	Q&A.....	84 ⁴⁾
14.3	基本方針の策定.....	85 ⁴⁾
14.4	個人データの取扱いに係る規律の整備.....	86 ⁴⁾
14.5	組織的安全管理措置.....	86 ⁴⁾
14.6	人的安全管理措置.....	88 ⁴⁾
14.7	物理的安全管理措置.....	88 ⁴⁾
14.8	技術的安全管理措置.....	90 ⁴⁾

2.2 学術研究分野における個人情報保護チェックリスト

- 学術研究分野における個人情報の利用にあたっては、個人情報保護法上、主に3つの例外が認められている。それぞれ、利用目的変更による制限の例外、要配慮個人情報取得の制限の例外、第三者提供の制限の例外、がこれにあたる。これによって、通常は個人情報取扱事業者に課される規律が緩和されている。
- 例外は、個人情報の利用で個人情報取扱事業者に課される規律のうち（1. 対象情報）、取扱者が学術研究機関等に該当し（2. 取扱者）、当該利用目的が学術研究目的である場合（3. 利用目的）、に認められるため、まずはこれらの該当性の確認を行う必要がある。取扱者が学術研究機関等に該当しないケースや、取扱者が該当する場合であっても学術研究目的に該当しない場合は、例外の適用を受けることができない。
- なお、学術研究機関等に関する適用除外規定が置かれていない規律については、学術研究分野における利用であっても適用があるため、学術研究分野における利用について個人情報の利用が無制限に認められるわけではない。あくまで、規律の一部の適用が除外されるに過ぎず、この適用除外を適切に検討するためには、前提として個人情報取扱事業者にどのような規律が課されるかを把握することが不可欠である。このため、学術研究分野の例外が適用されるようなケースであっても、本ハンドブックの全体をご覧くださいことをおすすめする。

4 定義：対象となる取扱者

4.1 ポイント：

個人情報取扱事業者の 定義と義務について 概説

4 定義：対象となる取扱者

4.1 ポイント

- 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問われない。個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。学会等をはじめとして研究者個人が個人情報取扱事業者に該当する場合もある。個人情報取扱事業者には、大きく、以下のようなことが義務づけられている。個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定し、原則として利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
- 個人情報を取得する場合には、利用目的を通知・公表しなければならない。なお、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。
- あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得してはならない。
- 個人データを安全に管理し、従業員や委託先も監督しなければならない。
- 個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって一定の場合には、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供してはならない。
- 第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
- 事業者の保有する個人データに関し、本人からの求めがあった場合には、その開示を行わなければならない。
- 事業者が保有する個人データの内容が事実でないという理由で本人から個人データの訂正や削除を求められた場合、訂正や削除に応じなければならない。
- 個人情報の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理しなければならない。

4 定義：対象となる取扱者

4.2 Q&A

想定されるQ&Aを数個掲載。ここでは

- ・学会のような団体も規制対象となるのか
- ・大学で示されているルールを守る以外の義務



詳しく知りたい方向けに、それぞれ以下の節で詳説。

4.3 個人情報取扱事業者

4.4 個人関連情報取扱事業者

4.5 匿名加工情報取扱事業者

4.6 仮名加工情報取扱事業者

4.2 Q&A

Q4-1：学会のような団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A4-1：受けます。非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいいます。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のほか、サークルやマンション管理組合なども、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者に該当します。

Q4-2：大学で示されているルールを守る以外に個人情報に関してどのような義務がありますか。

A4-2：個人情報保護法により、個人情報取扱事業者には、主にポイントで示したような義務が課せられます。これらの詳細については本ハンドブックの詳細をご覧ください。なお、国立大学法人を含む別表第二法人等は課せられる義務が一部異なりますので、併せて、別表第二法人等に関する項目をご覧ください。

アンケートを反映したQ&Aの例（1）

章	寄せられたQ	A
5 定義その他	公開した研究成果に基づいて将来どのような影響があるか分かりません。同意を得れば、将来問題が起こったとしても訴えられることはなくなるのでしょうか。	公開した研究成果に個人データが含まれる場合には、個人情報保護法の規定に従って同意を取得したり、適切な安全管理措置を講じことなどが求められますが、個人情報保護法の規律を遵守していることをもって、当該研究成果に関して発生する全ての問題について全て免責されるわけではありません。GRDMを用いる場合はメタデータ登録機能の入力項目として記載すること考えられます。
7 研究分野毎の留意点	メタバースのアバターのデータを取り扱う際にとりわけどのような点に留意する必要がありますか。	アバターによって取り扱いは異なります。当該アバターのデータ自体により、または他の情報と容易に照合することによって特定個人を識別することができる場合には個人情報にあたり、特定の個人を識別することができない場合であっても生存する個人に関する情報にあたる場合には個人情報関連情報にあたるため、個人情報保護法の関係規定が適用されることとなります。ただアバターは作成者の著作物にあたるため、保存期間を決めるなどして取り扱う必要があります。また、他者の肖像権・他社の商標権を侵害することがないように、事前にその旨を定めた規約を作成し、同意を取るべきです。
7 研究分野毎の留意点	倫理審査において、自然科学系と人文社会系で別の基準を設けることはできますか。できるという場合、どのような差異を設けるべきか、基準はありますか。例えば、人の生命を扱う医学系について、重い基準とすること、また、子孫への影響を与うるゲノムについて、他の分野と別の基準を設けることは可能ですか。	別の基準を設けることは可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが想定されます。

アンケートを反映したQ&Aの例（2）

章	寄せられたQ	A
7 研究分野毎の留意点	倫理審査において、宗教、政治的信条、財産状況、家族構成、職業、学歴等の人文科学系の機微情報を扱う場合、何らかの重い基準を設けることは可能ですか。	可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが相当されます。なお、思想や信仰は、個人情報保護法上「要配慮個人情報」に該当し、その取得や提供の際に、一般の個人情報よりも厳格な規律が課せられています。
7 研究分野毎の留意点	崇高な研究目的、教育目的のための個人情報の利用は、「フェアユース」として認められるべきではないですか。	世界的に見ても個人情報保護法やそれに相当する法制度において、米国著作権法に定める「フェアユース」のような規定を導入した例はありません。一方で、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供の各場面で例外規定が設けられています。詳しくは第6章をご覧ください。

アンケートを反映したQ&Aの例（3）

章	寄せられたQ	A
7 研究分野毎の留意点	分野ごとに個人情報保護の姿勢が異なり、異分野間で共同研究をする際、保護意識の強い研究者とまったく意識しない研究者が混在し、研究自体が難しくなる傾向があります。何か良い方法はありますか。	研究分野により個人情報保護への意識が異なるのは仕方ないことですが、今日の研究活動において、個人情報保護法の遵守をはじめとした適切な保護措置の実施は分野を問わず不可欠となっています。各研究機関や資金配分機関が実施する研究倫理教育プログラムの全研究メンバーの受講を確実なものとする他、研究プロジェクトで取り扱う情報の性質に応じた対応指針を明確化し、研究メンバーへの周知徹底を行うことが望ましいと言えます。
7 研究分野毎の留意点	基礎科学分野(例えば天体観測情報など)で、利権が絡みづらい内容の共同研究で、毎度、他の分野と同様の厳しい制限があるのは国際共同研究推進の足かせになります。営利企業ではないアカデミックの研究者同士のやり取りは簡便になりませんか。	日本の個人情報保護法においては、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供の各場面で例外規定が設けられています。詳しくは第6章をご覧ください。個人情報保護法第28条では、外国にある第三者への提供は本人の同意に基づくことが規定されており、個人の利益権利を保護する上で日本と同等の水準にある外国については例外として取り扱うとされています。個人情報保護の考え方は国によって大きな違いがあります。国際共同研究の相手先の国によっては、より強い個人情報の保護が求められたり、相手先の国から個人情報を持ち出したりすることが禁止されることもあります。事前に相手先の国のルールを確認し、研究計画を立てることをおすすめします。 さらに、相手先の国のルールで、国家機関が民間の情報にアクセスすることを認めている場合があります。国際共同研究の場合は、経済安全保障の観点からも慎重な取扱いを行うように留意して下さい。

アンケートを反映したQ&Aの例（４）

章	寄せられたQ	A
11 研究における個人データの管理	外国の事業者が運営するクラウドを利用していますが、サーバは国内にある場合、外国にある第三者への提供に該当しますか。	当該クラウドを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第28条第1項）に該当しません。当該クラウドを運営する外国にある事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。なお、国立情報学研究所の学認クラウド導入支援サービスでは、クラウドサービスのチェックリストに基づいて、クラウド事業者によるデータの使用権に関する調査結果を大学等の利用機関に提供しています。
12 個人情報共有	個人情報等の取扱いについて、海外で情報収集する場合、海外の機関と共同研究をする場合などに配慮すべき事項はありますか。	本ハンドブックでは日本の個人情報保護法制に焦点を絞った解説を行っていますが、今日では新興国を含む世界中の国や地域ごとに異なる個人情報保護法制が制定されており、その中には日本の法制度とは大きく異なる規律を持つものも少なくありません。外国の個人情報等を日本の研究機関が取扱う場合には、例えばその相手国の法制度における個人情報等の国外持ち出しに関わる越境移転規制（日本の個人情報保護法第28条については本章参照）や、日本から行う外国の個人情報等の取得や利用にその国の法律が適用される域外適用等への対応などが必要になります。外国の個人情報保護法制を独力で正確に理解して対応することは一般的に容易ではなく、必要に応じ、相手国の法律に精通した専門家への相談を行うことが望ましいと言えます。 また、相手国の個人情報保護法制を概観する上では、個人情報保護委員会が公表している「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」を参照することも有益だと考えられます。（ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/ ） なお、外国にある第三者へ個人データを提供する場合で、個人情報保護法第27条第1項の各号（学術研究分野においては特に5号から7号）を満たす場合には、提供にあたって本人の同意を得る必要はありません。

アンケートを反映したQ&Aの例（５）

章	寄せられたQ	A
14 講ずべき安全管理措置	個人情報の取り扱いについて得た同意書は、いつまで保管すればいいのか。長期保存は難しい。	最低限、個人情報の取扱いを継続している間は保管が必要です。取扱いを開始する段階で、取扱いや保管の期間を決め、それに対応するかたちで検討を行うという方法もあります。
14 講ずべき安全管理措置	個人データが入ったPCを外部に持ち運んでもいいのか。	個人データを取扱う場合には、必要な安全管理措置等を検討してください。詳細は本章をご覧ください。
14 講ずべき安全管理措置	倫理審査委員会への申請書類に、個人データの保管場所の明記を求められるが、どのように記載すればいいのか分かりません（サーバが分散されている等）。また、そもそもクラウド上に保管することは許されますか。	当該倫理審査委員会の基準に従ってください。法令上、クラウド利用が一律禁止されているわけではありません。
14 講ずべき安全管理措置	倫理審査規定に、個人情報とは所属機関内に保管することとあるが、この規定は必要か。	当該倫理審査委員会の基準に従ってください。法令上、個人情報を所属機関内に保管する義務は課せられていません。

- アンケートやヒアリングをもとに、専門家の協力を得て、約 80 の具体的な場面を想定したわかりやすい Q & A を作成。

ハンドブックの今後

- 最終確認が終了次第、速やかにNIIのホームページで公開予定
- CC BY-NDの条件により、広く利用されることを期待
- これで終わりではなく、研究者コミュニティから幅広く質問や指摘をいただき、可能な範囲・スピードで対応するとともに、アジャイルでハンドブック本体を改訂していくことを予定
- 個人情報だけではなく、オープンサイエンスのためのデータの取扱いに関する法令や規範等についても、研究者コミュニティのニーズを把握しながら、引き続きハンドブック作成の検討を進めていきたい

権利者：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国立情報学研究所

第1版公表 2022年5月xx日

CC BY-ND

現著作者の表示・改変禁止の条件で、作品の利用を許可します。

